

## 「うまさぎっしり新潟」キャッチフレーズ・シンボルマーク取扱要領

(趣旨)

**第1条** 「うまさぎっしり新潟」キャッチフレーズ・シンボルマーク（以下「うまさぎっしり」キャッチ・マーク」という。）を使用する場合の取扱については、この要領の定めるところによる。

(規格)

**第2条** 「うまさぎっしり」キャッチ・マークの規格は、別添「グラフィックマニュアル」によるものとする。

(使用できる場合)

**第3条** 「うまさぎっしり」キャッチ・マークを使用できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 「うまさぎっしり新潟」観光推進協議会（以下、「協議会」という。）会員及び会員団体の構成員である団体、公共団体並びに民間団体等が行う事業及び広報における使用
- (2) これらの事業及び広報で提供される物品や印刷物等における使用（ポスター、各種パンフレット、リーフレット、封筒、名刺等）

(使用制限)

**第4条** 次に掲げる事項に該当する場合は、「キャッチフレーズ」及び「シンボルマーク」の使用を認めない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教及び募金活動の目的に利用される恐れがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する恐れがある場合
- (3) 事業所等が、自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用する恐れがある場合
- (4) グラフィックマニュアルに定められていない規格での使用が認められる場合
- (5) 協議会の活動に支障が生じるような使用が認められる場合
- (6) その他、不当・不正な使用が行われる恐れがある場合

(使用承認)

**第5条** 「うまさぎっしり」キャッチ・マークを使用する場合は、「うまさぎっしり新潟」シンボルマーク使用承認申請書（様式1）を協議会事務局に提出すること。

ただし、次に該当する場合に限り申請書の提出を略することができる。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道目的に使用する場合
- (2) 個人が私的利用の範囲において、新潟の観光をPRする目的で使用する場合

(使用承認証の交付)

**第6条** 第5条に定める「うまさぎっしり」キャッチ・マーク使用承認申請書の提出があったとき、協議会は「うまさぎっしり」キャッチ・マークを使用しようとする商品又は宣伝広告品（以下「商品等」という。）の種類、内容等を審査し、適当と認めるときは、使用承認書（様式2）を交付する。

(見本等の提出)

**第7条** キャッチ・マークを使用した商品等に係る見本等を次の各号に定めるとおり提出すること。

- (1) 「うまさぎっしり」キャッチ・マークを使用した者は、使用承認申請の有無にかかわらず、「うまさぎっしり」キャッチ・マークを使用した物品の見本等使用の状況が確認できるもの1点を提出すること。
- (2) 提出された「うまさぎっしり」キャッチ・マークの見本は返却しない。  
なお、提出された見本等は、新潟の観光PRのため協議会及び新潟県のホームページや広報物に掲載する場合がある

(承認の取り消し)

**第8条** 第4条及び第5条の使用事項に違反が認められた場合、使用承認を取り消すことができる。使用承認の取り消し後、申請者は、直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行うこと。

また、協議会は使用承認の取り消しによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用者の責務)

**第9条** 「うまさぎっしり」キャッチ・マークが表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任は使用者に帰するものとし、使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(その他)

**第10条** この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成 22 年 3 月 26 日より施行する。

附則（一部改正）

この要領は、平成 30 年 6 月 5 日より施行する。